

広島県告示第三百六十九号

広島県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）第五十四条第一項及び第二項の規定によって、次の駐車場の使用料（以下「基本使用料」という。）及び高額所得者の駐車場の使用料（以下「高額所得者使用料」という。）を定めた。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成二十年四月一日に設置する県営住宅駐車場の基本使用料及び高額所得者使用料

駐車場の名称	位 置	基本使用料（月額）	高額所得者使用料（月額）
県営第二平成ヶ浜住宅駐車場	安芸郡坂町	三、〇〇〇円	三、八〇〇円